

陸軍高瀬飛行場における戦時下の土地収用と戦後処理

～熊本陸軍飛行場（健軍飛行場）と対比して～

大浜飛行場講演会

2012.7.28 10:00~12:00

於玉名市歴史博物館

内山幹生

i.旧横島村役場文書「陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴」（全 57 点 ※現玉名市教育委員会蔵）とは

ii.飛行場の名称について

①大浜飛行場 ②玉名飛行場 ③高瀬飛行場 ④玉名教育隊附属飛行場 など、各様の呼称が伝えられているが、陸軍関連の史料では、「陸軍高瀬飛行場」と記されている。

☆プロローグ

昭和 17 年（1942）春、陸軍主計少佐松澤定一（陸軍航空本部熊本出張所長）は、玉名郡大浜町役場をおとずれ、大浜町北部の田畑を中心とする一帯が、陸軍飛行場建設用地候補になったことを通告した。

I. 陸軍の航空基地建設.

①陸軍の飛行場建設は、陸軍航空本部が計画し、地上兵団の経理部が主としてその実施にあたった。

②開戦後、日本本土に新設する飛行場の建設順序.

1 重要都市および重要施設の防空および教育訓練用飛行場の設定。

2 北東方面における対米・対ソの航空両面作戦飛行場ならびに防空飛行場の増加。

3 教育訓練用飛行場の設置。

③教育訓練用飛行場の候補地選定.

既設飛行場との空域関係、地形・地貌、天候気象条件等を勘案し、食料生産をできるだけ圧迫しないこと。水田地帯を極力避け、平坦な森林・畑地に絞って検討し、教育能率本意の飛行場候補地が選定された。

④教育訓練飛行場は、教育訓練に最も効率的な、一辺 1200 ～ 1400 メートルの正方形「面飛行場」の設置ができ、かつ国民生活を圧迫せず経費節約ができる地域として、九州では、熊本・鹿児島・宮崎三県に限定された。

⑤候補地には、経理部から担当将校が派遣され、該当地の町村長を集めて役場などで簡単な説明をおこない、間を置かず地主会を開催し、その後、強制買収につき地主が役場で承諾書に署名捺印して買収が完了した。

II. 高瀬飛行場の買収関連スケジュールと開場後の動向.

①事業主体は陸軍航空本部熊本出張所（熊本市池田町）。

②昭和 18 年春、大浜小学校講堂で建設予定地における地主説明会開催。

③同 5 月 25 日、関係地主協議会は軍用地として売渡しすることを承諾。

④同 7 月 3 日、軍部と代表委員協議により軍用地売渡し価格および地上物件移転補償料を決定。

⑤同 7 月 31 日をもって飛行場地域内の地上物件取除け期限とする。

⑥同 8 月 1 日、飛行場予定地内居住者に立退命令（9 月 10 日まで完了せよと厳達）。

⑦同 8 月 18 日、軍用排水路開鑿の研究会開催（横島村集議所にて）。

- ⑧同 8 月 21 日、横島国民学校講堂で飛行場盛土切取場・排水路開鑿敷地補償買取について軍部と協議会を開催。
- ⑨同 9 月 16 日、飛行場盛土切取場立木補償調査（東園・野々畑・蚊喰原・谷原などにて）。
- ⑩同 9 月 20 日、地上物件移転補償料協定書調印。
- ⑪昭和 19 年 1 月 15 日、陸軍高瀬建築工場より追加買収の発表。
- ⑫同 3 月 30 日、大浜（高瀬）飛行場ほぼ完成し、太刀洗陸軍飛行学校玉名教育隊開校。
- ⑬同 5 月上旬（？）飛行場完成式が挙行され、太刀洗陸軍飛行隊より航空機が祝賀飛行に飛来。デモ飛行中に墜落事故が発生。
- ⑭昭和 20 年 5 月 10 日午前 10 時頃、テニアン島を発した B 29 重爆撃機二機が飛行場を空襲し投弾多数。滑走路大破。
- ⑮同 5 月 13 日午前 8 時前、アメリカ海軍機動部隊艦載機（戦闘機・急降下爆撃機）59 機による空襲で壊滅する。
- ⑯同年夏、玉名教育隊は米子陸軍飛行場へ移動し、大浜（高瀬）飛行場は終焉をむかえた。

III. 用地買収.

- ①買収価格の問題
- ②収用農家に対する官給資材の優先配分

IV. 軍用排水路の開鑿（飛行場排水路）と滑走路整備.

- ①土取場の買収
- ②排水路の開鑿

V. 戦争終結にともなう軍用地の行政処理.

- ①軍用飛行場などの戦後処理態様
- ②旧軍用地における緊急開拓事業の実施

VI. 高瀬飛行場跡地の戦後処理（開拓者営農促進）.

- ①衆議院議員寺本 齋による「元玉名軍用飛行場跡開発の請願」
- ②開拓者営農推進

VII. 熊本陸軍飛行場（健軍飛行場）の買収事例（工場・社宅・寮とワンセット）.

- ①現日赤病院・県立大学周辺の長嶺・月出の滑走路を中心とした飛行場 100 万坪、現東町の陸上自衛隊健軍駐屯地と第二高校周辺の三菱熊本航空機製作所 40 万坪。社宅・寮は市電終点の健軍電停より南西部分で 40 万坪
- ②昭和 16 年三菱重工業は、陸軍省の要求により官設民営の工場として総工費 1 億 2500 万円で、主工場 40 万坪、飛行場 100 万坪の土地を買収。昭和 19 年 1 月熊本航空機製作所として発足。終戦までに四式重爆撃機「飛龍」46 機他を生産した。終戦とともに整理事務所となり、鍋・釜等を生産。その後、井関農機の農機具製作所となっていたが、昭和 32 年、組立工場は南九州財務局より防衛庁に移管され、陸上自衛隊の駐屯地となった。
- ③熊本工場付帯厚生施設用地（総面積 409672 坪）。
- ④工場施設および飛行場用地は陸軍航空本部が地主と交渉し買収手続をおこなった。

☆エピソード

- ①熊本県下における終戦当時の陸海軍飛行場。
植木・菊池（花房）・大津・黒石原・熊本（健軍）・高瀬（玉名）・隈庄（舞ノ原）
八代…〔以上陸軍〕 佐伊津（天草）・高原（人吉）…〔以上海軍〕

②高瀬飛行場買収の問題点（戦時下に造成された軍用飛行場買収に共通する）。

1. 買収…国家と一般人との土地売買契約であっても、対等の立場で締結されるべき。
2. 高瀬・熊本両飛行場の場合、土地の売主は受け取った売却代金を自由にできなかった。
 - a. 代替家屋建築は可
 - b. 同上家屋建築後の残余は国債購入と定期預金で支払う（実質的な売却代金の国家財政組入れ）。
3. 実質的には、売買契約に基づく債務履行ではなく、**問答無用の強制収用**であった。
※売却代金は、上記2に示した方法で支払われていたが、関連法令として昭和19年3月、「臨時資金調達法第9条二項」が改正され、法令を実態に合致させている。
「大蔵大臣は土地等の売却代金又は収用補償金の債務に付き、債権者に支払われた金銭の全部若しくは一部を以て国債を購入保有若しくは貯金することを命ずることができる」

旧陸軍高瀬飛行場跡地には、現在、渺々たる美田が展開している。大戦末期、そこには先祖伝来の田畑を、「お国のため」という麗句で強制収用された農民がいた。公益のための土地収用は現在も各地でおこなわれており、禍根を残すような事例は著しく減少したかにみえる。しかし、戦時下の収用については、軍部の関与するものに悲惨なものが多い。沖縄県では、日本軍・米軍による二重の強制収用から派生した諸問題が今もって未解決で、それどころか、現在進行形の事案もあるようだ。民主主義の原則に外れた手続きや処置が執られないよう、祈るばかりである。

（了）

【参考資料文献等】

- ・旧横島村役場文書「陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴」（全57点 玉名市教育委員会蔵）
 - 「高瀬飛行場買収土地価格決定書」
 - 「建物移転補償金帳書」
 - 「官給材送付ニ関スル件（航空熊本出発762号）」
 - 「開拓者営農促進に関する懇談会要項」 … ほか53点
- ・「戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件」（昭和20年8月28日閣議決定）
- ・「連合国により使用されるものを除く飛行場の農耕に関する件」（昭和20年10月11日付連合国軍最高司令官総司令部覚書）
- ・第004国会衆議院農林委員会「元玉名軍用飛行場跡開発の請願」（国会会議録検索システム）
- ・「飛行場利用に関する件」（昭和20年10月29日国有財産部長通帳）
- ・銀行問題研究会『臨時資金調達法解説』改正戦時統制法令叢書12輯（1943 銀行問題研究会）
- ・岡野允俊編『健軍三菱物語』（1979 岩野書店）